

## 平成30年度みなとホームヘルプセンター事業計画

社会福祉法人みなと寮

### 1. 目的

訪問介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とします。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、支援の必要な利用者に対し、指定介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保することを目的とします。

### 2. 基本方針

①訪問介護の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行いません。また、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

②介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行いません。介護予防型・生活援助型訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防支援事業者へ報告します。

また、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者ができることは自力で行うことを基本としたサービス提供に努めます。

③利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者等、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

④前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）「大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

### 3. 利用者対象及び重要事項

- ①利用者対象者：第1号被保険者（65歳以上の要介護・要支援の認定を受けている人）  
介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助型サービスにおいては、その対象となる資格のある者。  
第2号被保険者（40歳から64歳迄の医療保険加入者、脳血管障害等特定の疾病による老化が原因で、要介護・要支援の認定を受けている人）
- ②事業地域：大阪市港区、大正区、西区、住之江区
- ③営業日：月～日曜日
- ④サービス提供時間：午前8時～午後7時 但し日曜日は午前9時～午後5時30分  
（但し、上記提供時間以外に於いても状況により利用可能とする）
- ⑤利用料： サービス内容に応じた利用金額  
自己負担額（生活援助）：1時間 283円（1割負担）・565円（2割負担）  
自己負担額（身体介護）：1時間 499円（1割負担）・997円（2割負担）  
自己負担定額（介護予防型訪問サービス）：  
（週1回程度利用／月の場合）1,477円（1割負担）・2,953円（2割負担）  
（週2回程度利用／月の場合）2,953円（1割負担）・5,905円（2割負担）  
（週3回程度以上／月の場合）4,683円（1割負担）・9,365円（2割負担）  
自己負担定額（生活援助型訪問サービス）：  
（週1回程度利用／月の場合）1,114円（1割負担）・2,226円（2割負担）  
（週2回程度利用／月の場合）2,224円（1割負担）・4,448円（2割負担）  
（週2回を超える利用の場合）3,527円（1割負担）・7,055円（2割負担）
- ⑥サービスの内容：身体介護中心…入浴、身体清拭、洗髪、食事、着脱、体位変換等利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をする。
- ⑦サービスの内容：生活援助中心…掃除、洗濯、調理、買い物等

### 4. 契約書、重要事項説明書、訪問介護計画（介護予防型訪問サービス計画・生活援助型訪問サービス計画）及び苦情解決システム

利用に際しては、事業所と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。

基本的には居宅支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者又はその家族に対し十分な説明と同意を得る中で、訪問介護計画（介護予防型訪問サービス計画・生活援助型訪問サービス計画）を作成・交付し、サービスを提供します。

また、利用者からのサービスその他に関わる苦情に関しては、意見箱の設置や窓口を設けて、監督官庁の下、迅速かつ適切に解決していきます。

### 5. 地域社会との関わり

高齢化社会の現在、地域住民の皆様のニーズに応えられる事業者として、事業所としての機能の効率化を図り、地域に密着し、社会貢献・地域貢献という理念に基づき、運

営を行っていきます。

## 6. 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用法、提供法等を明確にし契約時に十分に説明と同意を得ることで個人情報保護への積極的な取り組みを実行し、人権意識の向上を図っていきます。

また、特定個人情報（マイナンバー）の取り扱いについても、当法人で定める特定個人情報取扱規程に基づき、関係法令を遵守します。

## 7. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面し得る人権問題として据えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められており、この問題を十分認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。

また、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

## 8. 訪問介護員の資質向上

利用者に対し、介助・援助等のサービスを提供するためには、人格、知識、技能等専門的な能力が必要になります。その為には内外研修等に積極的に取り組み、スキルを高めサービスの質の向上に取り組んでいきます。

また昨今の生活支援員（介護職員）・訪問介護員の人材不足は深刻であり、事業所としても訪問介護員の新たな人材を発掘し、育成するシステム作りを法人全体で取り組んでいきます。

## 9. 介護サービス情報の公表

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を現実のサービス利用において保障するための「介護サービス情報の公表」に積極的に取り組んでいくとともに、インターネットや紙媒体を活用した情報公開を行い、事業所運営の透明化を図っていきます。

また、自己評価を行うことで現状実施しているサービス内容の点検し、より質の高いサービスの提供に努めていきます。

## 10. 職員会議

職員会議は職員全体を対象に開催され具体的な事業運営、利用者へのサービス向上、事故、苦情等の討議を行い諸事について判断と決定を行う重要な会議であり、その意味合いでは協議決定機関としての機能を果たしています。又、職員が相互に意見を出し合い連絡調整を図っていきます。更に事業所の在り方、社会福祉の現状や情報を提供する

ことで事業運営の適正化を促進していく場としても位置づけていきます。

平成30年度 職員内部研修会計画

月	研修内容
4月	事業計画について、制度の見直し
5月	救命講習、AED使用方法
6月	食中毒予防について
7月	ひやりはっと・介護事故
8月	個人情報保護・特定個人情報保護・プライバシーの保護について
9月	守秘義務とヘルパーの倫理観
10月	接遇について・マナー研修
11月	感染症対策について
12月	認知症について
1月	高齢者虐待防止について
2月	人権研修
3月	倫理及び法令遵守について